

警察官・警察職員のための 「児童福祉が分かる」ハンドブック (公開概要版)



はじめに

このハンドブックは、厚労省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、警察官・警察職員向けにまとめたものである。子どもの権利利益を守っていくこと、特に今、児童虐待分野において、警察と児童相談所及び市区町村子ども部局との連携なくして、子どもの命を守ることは困難である。

しかし、現場の警察官・警察職員と児童相談所及び市区町村子ども部局職員のそれぞれが、相互の組織理念・制度・立場を理解しない限り、連携という言葉は絵に描いた餅でしかない。

「法は家庭に入らず」との法格言が「今は昔」となり、児童虐待分野では、迅速かつ積極的な早期からの支援・介入が求められている。そして、その意識を強く警察官・警察職員と児童相談所・市区町村職員との双方が有し（このことは好ましいことである。）、子どもの最善の利益を守るとの目的・意識を共通にもっていればいるほど、具体的な一步の踏み込みをどちらの組織が、どの程度まで行うのか、役割分担とその後の引継ぎの在り方はどうすべきなのかなどの具体的な現場での詰めの論点・課題が顕在化する（（参考）令和2年度調査で児童相談所と警察との情報共有を行った中での判断が異なったとの回答（56.3%）有）。近年の児童虐待死亡事例検証報告書においても、この点の共有後の動き方の指摘がなされた。

本ハンドブックでは、実際どのように連携していけば、子どもの命を短期のみならず長期的・継続的に守っていけるのか、児童相談所等の制度や方針、児相相談所職員等（市区町村の子ども部局職員含む。）の職務遂行・運用についてQ&A形式（全45項目）で解説を行った。

厚生労働省、警察庁、都道府県警察本部、児童相談所（全国児童相談所ブロック幹事）、市区町村の協力を得て、この分野の研究者・実務家が検討委員会を発足させて完成させたものである（なお、今後の更なる継続的なバージョンアップは必要となろう。）。

警察官・警察職員一人ひとりの日々の仕事での帯同、職場での研修資料、警察学校や警察大学校等でも本ハンドブックがテキスト指定され、児童福祉と警察の架け橋となることを願う。

本ハンドブック検討委員会委員を代表して

2022（令和4）年3月31日

検討委員会委員長 鈴木秀洋（日本大学危機管理学部）

Ⅰ. 基礎知識

1. 児童福祉領域の基盤となる主な法律等

児童福祉法（以下「児福法」という。）、児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐防法」という。）、民法、こども・子育て支援法、母子保健法、少年法子どもの貧困対策の推進に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律（児童ポル

ノ禁止法）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（養子縁組あっせん法）などがあります。地域における子どもに関する条例もあります。

2. 児童虐待に対応する主な機関：児相と市区町村

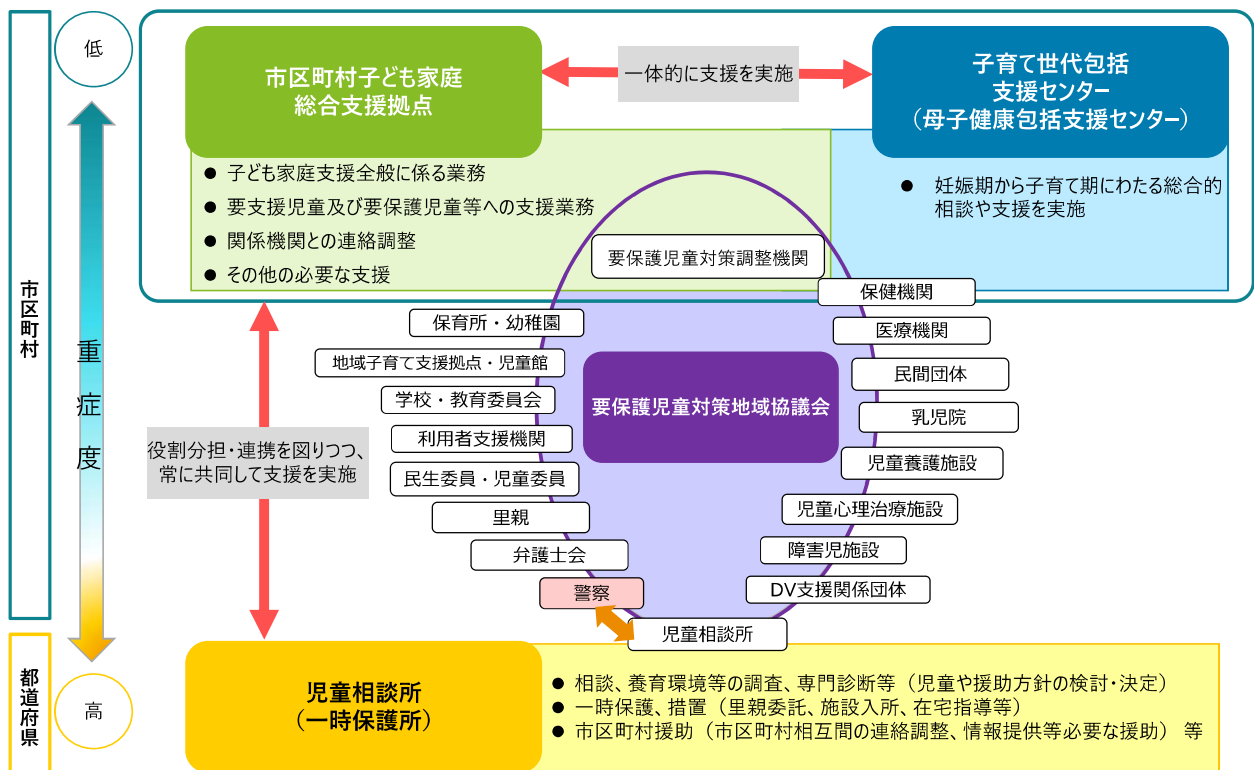
児童相談所（以下「児相」という。）と市区町村は、保育所、学校、保健・医療機関など、他の関係機関とともに、子どもの健全育成を支援し、あらゆる児童福祉の問題に対応します。特に児童虐待については、それに対応する中心的機関となります。2004 年（平成 16 年）の児福法の改正で、児童虐待ケースへの対応は、それまで都道府県・政令市の児相が担っていましたが、これに市区町村も加え、児相の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市区町村に対する後方支援に重点化することを目指すこととなりました（児福法 10 条）。市区町村は、虐待の発生予防の段階から支援の段階まで幅広く、子どもと家族への支援を行います。より重篤な虐待ケースに対しては、介入等に関する行政権限をもつ児相がその対応を担うこととなります。

児相は、すべての都道府県および政令市に設置義務があります。また、2004 年（平成 16 年）の児福法の改正で中核市に設置が、2016 年（平成 28 年）の児福法の改正で東京都の特別区に設置が可能となり（児福法 12 条、59 条の 4）、現在全国で 225 箇所（2021 年（令和 3 年）4 月 1 日現在）に設置されています。市区町村は、一般の子育て支援から要保護児童等への支援まで幅広く

対応しますが、一つの機関のみでなく、支援対象児童等が抱えた複合的課題に対応できるよう必要な機関が協働して支援します。こうした複数機関による協働の枠組みを「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）といいます（児福法 25 条の 2）。要対協は児福法に市町村にその設置の努力義務が定められており（2004 年（平成 16 年）の児福法改正）、現在ほとんどの市区町村で設置されています^{注1}。要対協に所属した機関同士であれば、支援に必要な情報共有を法的に認めており（児福法 25 条の 2 第 2 項）、個人情報保護法や各自治体の個人情報保護に関する条例及び守秘義務の規定等には抵触しません。

注1 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日時点において、1,738 の市町村（99.8%）が要対協を設置していますが、福島県（98.3%）、東京都（98.4%）、香川県（94.1%）においては、要対協を設置していない市町村があります。

<児相と市区町村の役割分担>



(注) こども家庭センター（令和6年4月1日施行予定：市区町村子ども家庭総合視点拠点と子育て世代包括支援センターの一体化）
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課作成資料を一部改変

3. 児童虐待相談の対応の流れ

(1) 通告

児童虐待を受けたと思われる児童等を発見した者は速やかに市区町村、児相、福祉事務所等に通告しなければならないと定められています（児福法25条、虐防法6条）。

(2) 調査と安全確認

通告を受けた児相や市区町村は、関係機関からの情報収集や家庭訪問などを行い、基本的に目視により、①虐待あるいは不適切な養育の種類やレベル②虐待あるいは不適切な養育の事実と経過③子どもの安全確認と被害状況・生活環境の把握④子どもと保護者等との関係の把握⑤保護者や同居人に関する情報の把握などの事項について調査することとされています（虐待対応の手引き）。なお、調査の迅速性を確保するため、原則48時間以内に子どもの安全を確認することと

しています（虐待対応の手引き、児童相談所運営指針、市区町村子ども家庭支援指針）。

子どもが家庭内にいて、虐待が行われているおそれがあると認められるときは、児相は家庭に立ち入って調査を行う権限が法的に与えられています。これを「立入調査」（虐防法9条）といいます。

さらに保護者が住居に施錠をするなどして正当な理由なく立入調査を拒否した場合であって、虐待が行われている疑いがあるときに、裁判官の許可を得た上で、家庭内に立ち入ることが出来ます。これを「臨検・捜索」といいます（虐防法9条の3）。なお、児相は、こうした一連の流れの中で必要に応じて、警察署長に援助を求めることができます。（虐防法10条）

（３）一時保護

深刻な虐待状況にあるなど、①子どもの安全確保が必要な場合や②子どもの心身の状況等を把握する必要がある場合は、一時保護を行います。一時保護は行政処分であり、児相長等の判断で行われるものです。保護者等に不服がある場合には、一時保護の取消しを求めて、行政不服審査法に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起することができます。

原則２月を超えない一時保護の期間に、児相では、児童福祉司等による家族への面接等そのほかの調査による社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所職員等による行動診断その他の診断を行い、今後の援助方針を決定することになります。

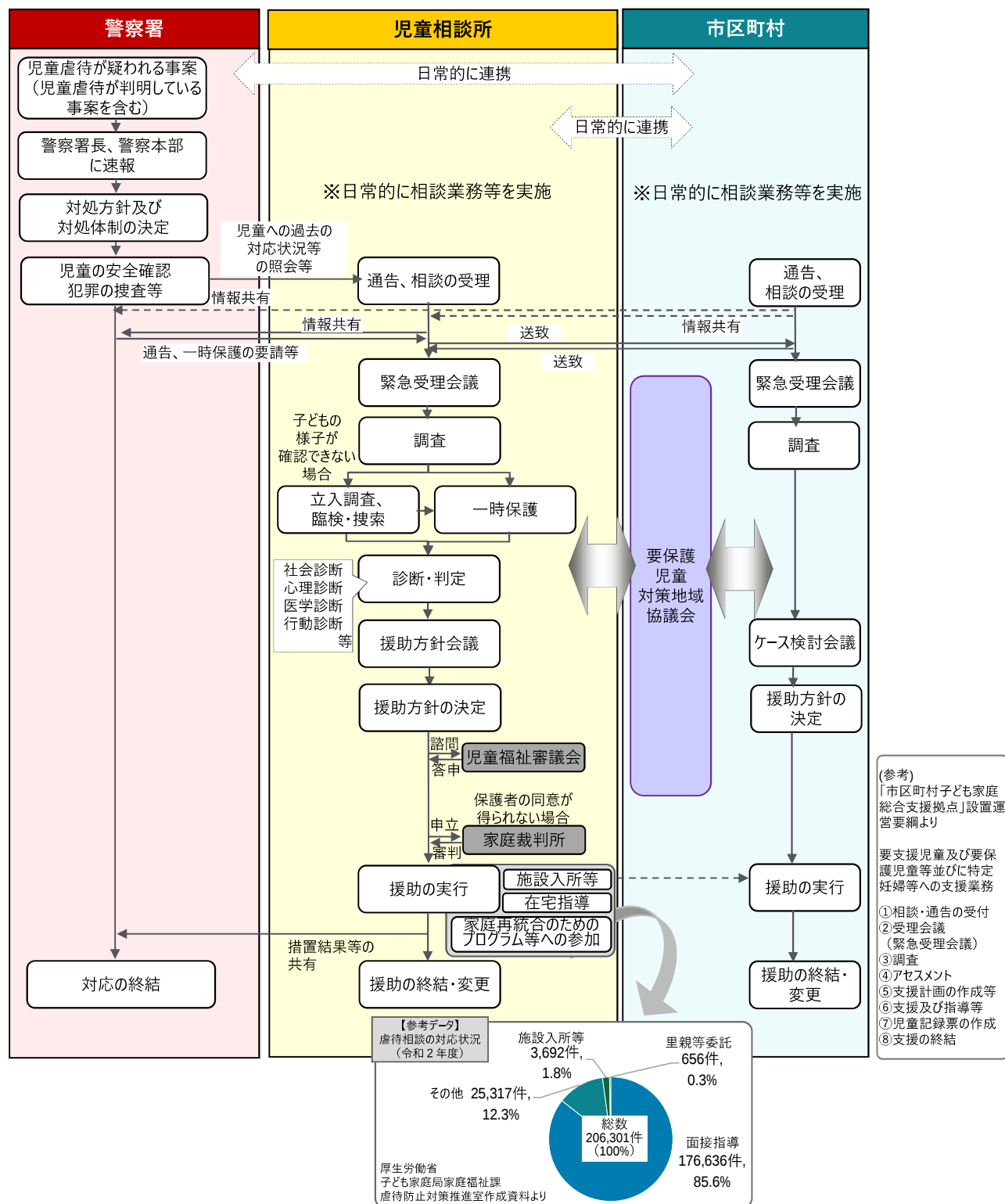
なお、全国の子相の一時保護期間は平均で 32.5 日となっています。（令和 2 年度福祉行政報告例）

（４）在宅援助・支援と施設入所・里親等委託

援助方針の決定に基づき具体的支援を開始することとなりますが、支援のあり方は、大別すると、①家庭において子どもを分離せずに在宅で援助していく「在宅支援」と②乳児院や児童養護施設等への入所や里親等への委託の場合とに分かれます。いずれの場合も子どもと保護者への丁寧な説明が求められます。

在宅支援では、市区町村に設置されている要対協で情報を共有し、関係機関間における役割分担と協働による支援を行うこととなります。児相が対応する児童虐待対相談応件数の 9 割以上は在宅支援が占めており、地域の支えが不可欠といえます。

< 児童虐待事案の対応フロー >



対応フローは下記資料を参考にして作成

- ・ 厚生労働省「児童相談所運営指針の改正について」（雇児発第 0214003 号 平成 17 年 2 月 14 日）における図－1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開、図2 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図
- ・ 厚生労働省「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（雇児発 0331 第 49 号 平成 29 年 3 月 31 日）
- ・ 東京都児童福祉審議会 平成 26 年 期 第 1 回 専門部会 「資料 2-6 養育家庭支援フロー図」

II. 児童虐待事案への対応 Q & A

※Q&A の 45 項目のうち、一部抜粋しています。

1. 通告前段階における児童相談所または市区町村への照会等に関すること

Q 児相と市区町村のケース移管、送致、情報共有はどのように行われていますか。

A 市区町村の相談援助活動等の支援、専門的技術的な相談援助機能や重篤な虐待等における指導、施設入所、一時保護等の措置機能を有する児相と子育て支援、母子保健、精神保健、福祉等の各種施策を活用した寄り添い型の相談支援機能を有する市区町村の役割分担を果たすため、市区町村は一時保護になる可能性があるケースや医療機関からの通告等専門的判断を要する可能性があるケース等を把握した場合児相に情報提供し、児相は係属中の虐待ケースが管轄外の市区町村に転居した場合当該市区町村の子ども部署に情報提供するなど、相互に必要な情報共有を適宜行っています。

この他、市区町村の子ども部署から児相に対し、担当ケースにつき、児童、保護者との面談同席、個別ケース会議への出席、専門的助言等の依頼、医学的、心理学的判定が必要又は重篤な虐待が認められ一時保護、施設入所措置等児相の行政処分権限の行使が必要と判断した児童の送致又は児相長への通知（児福法 25 条の 7 第 1 項 1 号、4 号）等の連絡、調整を行います。

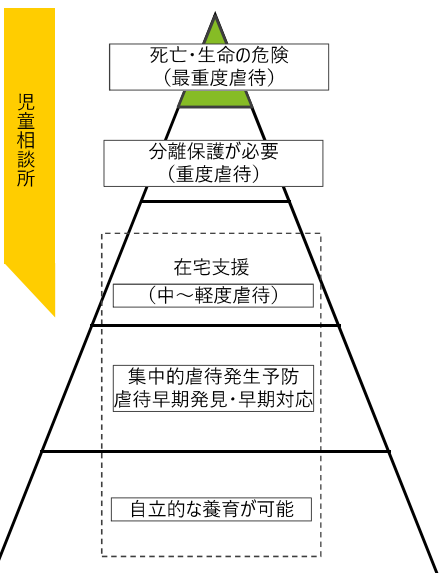
また、児相は市区町村に対して、担当ケースにつき、児童及び家庭の見守り、ケースの状況把握、同行訪問、在宅での児童福祉司指導措置における市区町村の子育て支援サービスの活用等の協力の依頼、児童及び保護者に対して行う指導措置の委託（児福法 27 条 1 項 1 号）、児相の援助終了後、引き続き地域で児童及び家庭の相談援助、

見守り等を市区町村主体で実施させるためのケースの市区町村送致などを行います。このように、児相と市区町村は、各自治体間において差はありますが、相互に連携しながら役割分担を行っています。

なお、児相設置市（特別区）が開設した児相では、児相と市区町村の子ども部署の機能を一元化し、措置機能と相談支援機能の連携強化を図っているところもあります。

< 児相と市区町村の役割と対応内容 >

残されたきょうだいへの
養育支援や
施設退所後の支援は
市区町村も行う



厚生労働省厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
「子ども虐待対応の手引き」1 章 5. 図 1 より一部改変

2. 児童相談所への通告時に関すること

Q

身柄を伴う通告を受けた後、児相は児童に対してどのような流れで、どのくらいの期間において、どのような対応を行いますか（一時保護後の対応も含む）。

A

自治体ごとに取扱いが異なることも多く、一概に言えないため、以下、関係法令及び運営指針等の厚生労働省通知を踏まえて概略を記載します。

(1) 緊急の受理会議等の開催

まず、通告内容、当該子どもの状況や意向、相談履歴、家庭状況、所属機関の情報等、その時点でできる限りの情報を収集します。

収集できた情報を踏まえて緊急の受理会議等を開催して今後の対応について検討し、一時保護の要否の判断も行います。緊急の受理会議等は、虐待通告など緊急の場合において通告を受けた後、速やかに開催することとされていますが、夜間休日等、同会議等の開催が難しい場合については、自治体ごとに地域の実情に合わせた対応がなされています。

(2) 一時保護を行った場合

一時保護は、子どもの安全確保や子どもの心身の状況等の把握（調査）を目的として児

相長が必要と認めた場合に行われます。保護期間は、原則2か月を超えてはならないとされています。

初期調査の結果、子どもの安全に問題がなく、その後の調査も一時保護を継続する必要がない場合は、数日以内に一時保護を解除して、家庭に返すこともあります。

基本的には、前記保護期間内に、必要な調査、各種診断（社会診断、心理診断、行動診断、医学診断）、これらをもとにして判定し、援助方針を決定します。

(3) 一時保護を行わなかった場合

基本的に、必要な調査、各種診断（主に社会診断、心理診断）、判定、援助方針の決定の流れは、前記(2)の場合と変わりません。ただし、継続在宅となりますので地域関係機関による支援強化が求められます。

3. 通告後における児童相談所または市区町村の対応等に関すること

Q

助言指導、継続指導、児童福祉司指導といった指導区分について教えてください。

A

児相が行う援助には、子どもを保護者の元に置いたまま行う「在宅指導」と、子どもを保護者の元から分離して里親委託や施設入所などを行う「親子分離」があります。

「在宅指導」の中でも、「措置によらない指導」と「措置による指導」とに分かれ、前者には「助言指導」と「継続指導」が、後者には「児童福祉司指導」が含まれます。いわゆる「2号措

置」というのは、児福法27条1項2号に基づく措置による指導に該当し、「児童福祉司指導」はこれに当たります（児童福祉司指導のほか、指導する者の違いにより、「児童委員指導」、「市町村指導」、「児童家庭支援センター指導」などもあります）。なお、「3号措置」というのは、同7条1項3号に基づく措置であり、里親委託や施設入所の措置のことを指します。

いずれの援助を行う場合でも、子どもや保護者に、その理由、方法等について十分に説明し、子どもや保護者の意見を聴き、基本的に合意の上で

行うことになっています。ただし「措置によらない指導」は任意に基づくものであり、「措置による指導」は行政処分としての措置となります。

4. 児童の安全確認に関すること

Q 児相が児童の安全確認を行う法的根拠や安全確認のルール等について教えてください。

A 児相は、児福法 25 条の 6 に基づき、児福法 25 条 1 項の要保護児童通告を受けた児童について、必要に応じて速やかにその状況を把握するものとされています。また、児相は、虐防法 8 条 2 項及び 3 項に基づき、虐防法 6 条 1 項の虐待通告又は児福法 25 条の 7 により市町村から送致を受けた児童等について、当該児童の安全確認を行うことを義務付けられています。したがって、児相が、児童の安全確認を行う直接の法的根拠は、児福法 25 条の 6 及び虐防法 8 条 2 項となります。

児童虐待等に関わる児童の安全確認は緊急性をもって行う必要があり、実務では虐待通告受理後

48 時間以内に実施するといういわゆる「48 時間ルール」を意識して行われています。また、安全確認は、児相職員が児童を直接目視して行う直接確認又は児相が協力を依頼した者により児童を直接目視する間接確認の方法で行われ、児童を直接目視（児童相談所運営指針）して確認することを基本とします。そのため、実務ではケース把握後至急の安全確認を行うため、児童に保育園、学校等の所属があれば、まず保育士、学校教職員等に依頼して間接確認を行い、その後出来るだけ速やかに担当児童福祉司による安全確認及び児童や保護者との面接、所属集団における状況確認など必要な調査が実施されるのが一般的です。

Q 児童や保護者が拒否している場合や児童が遠方にいる場合等、直接児童を確認することが難しい場合、児相や市区町村はどのように安全確認を行っていますか。

A 児童や保護者の拒否により児童の安全確認ができない場合は、保護者に対する出頭要求（虐防法 8 条の 2）、又は出頭要求を経ずとも立入調査（虐防法 9 条）を実施し、児童虐待が疑われるにもかかわらず保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合には、裁判所の許可状を得て行う強制処分である臨検搜索を実施して児童の安全確認を行います（虐防法 9 条の 3）。

児童が現住所地等におらず遠方にいることが確認された場合は、当該ケースを担当する児相から現在児童が生活している地域を管轄する児相に文書により調査依頼を行い、管轄児相において安全

確認を実施してもらい、安全確認後に状況等について報告書を提出してもらう運用で行われています。現在児童が生活している地域を管轄する児相においても、保護者、同居者等の拒否や児童の所属集団が無いなどの状況により安全確認が出来なかった場合には、担当する児相が主体となり、児童の居住地の管轄児相の協力を得ながら、立入調査、臨検搜索の手続を実施して安全確認を行います。そのため、ケースを担当する児相の児童福祉司らは、遠方の児童の現在居住地まで赴き、立入調査、臨検搜索を行うこととなりますが、その際には、協力依頼として、現地を管轄する児相職員にも同行してもらうとともに、現地を管轄する

都道府県警察に予め援助要請を行い、警察官の立会いや安全確保等のための援助を受ける場合があります。

5. 一時保護時の援助要請等に関すること

Q 一時保護時に援助要請が必要と判断された場合には、いつ警察へ要請していますか。

A 援助要請を行う場合については「事前協議」ができる場合と緊急介入が必要な場合がありますが、事前に援助要請が必要と認められる場合の基準としては、以下の要件のいずれかに該当する場合は、警察署長に対する援助要請を行うこととなっています。

- ア 虐待が疑われる家庭で、保護者が児童相談所職員の説得に応じず、子供の姿を見せることや身体の傷・痣等の確認に抵抗又は拒否する状況が予め認められる場合
- イ 保護者が、一時保護や立入調査等に抵抗又は拒否する状況が予め認められる場合
- ウ 子供の安全確保のために児童相談所長が必要と認めた場合

また、協議のいとまがない場合には、110 番通報も活用する旨とされています。いずれの場合も所長を交えた組織決定として文書で依頼(緊急時は後追い)するのが原則です。

同時に児相職員は子ども虐待対応の手引き等により、「(立ち入り調査において)警察官は児童相談所長等の権限行使の補助者ではない」「立ち入り調査等は児童相談所がその専門的知識に基づき、主体的に実施するものであり、警察官の任務ではない」「警察官は警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限の行使者」であるということを認識しているところで

6. 児童相談所や市区町村の児童虐待事案への対応にかかる連絡体制や運営の仕組みに関すること

Q 児童虐待対応ダイヤル「189」の仕組みについて教えてください。

A 児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」とは、児童虐待かもしれないと思ったときなどに、すぐに児相に通告等を行うことができる全国共通の電話番号であり、匿名で行うことが可能で通告等の内容に関する秘密は厳守されます。「189」にかけると、発信した電話の市内局番等から(携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて)当該地域を特定し、管轄する児相に電話を転送されます。

なお、「189」は、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基

づき、2019年(令和元年)12月、「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、通話料を無料化されました。併せて、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-189 (いちはやく) - 783 (おなやみを))についても令和3年7月に無料化されています。

「189」の社会的認知度は高いとはいえず、厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、月間中「189」などについて集中的に広報啓発活動を行っています。ぜひ警察の皆様にも「189」を覚えていただき

「110 番」と同じくらい国民に知られるダイヤルとなることを望みます。

7. 児童虐待事案への在宅援助・支援(多機関連携等)の体制

Q 在宅援助・支援中にはどのような対応や支援を行いますか。

A 虐待が生じている家庭において子どもを分離せずに在宅で援助していくためには、例えば、①子どもの安全についての重大・深刻な危険が否定されるか、子どもの安全についての問題が軽微である、②関係機関間で「在宅で援助していく」ことが可能であるとの共通認識がある、③子どもが幼稚園や学校・保育園に毎日通い、保護者が子どもの状況確認に協力することが十分期待できる、④保護者が市区町村・児相の指導に従う意思を示し、定期的に相談機関に出向くなどの条件を考慮して、次のように対応しています。

児相の在宅指導は、事例に応じて児童福祉司指導措置または継続指導、あるいは児童委員指導や児童家庭支援センター指導などのいずれかの対応をとることとなります。具体的には定期的な児童福祉司による「通所指導」、心理職による「心理通所」及び家庭訪問や学校訪問、場合によっては

民間のカウンセリング機関や親子支援プログラムを利用することもあります。幼児の場合は保育所の通園状況を把握するなど、地域の要対協のセーフティネットを通じて児相の支援が進められます。保護者が児相職員との面談を拒否した場合や転居等を含め居所不明や連絡が取れなくなってしまった場合はリスク要因の一つと判断し対応します。この場合、あらためて出頭要求や立ち入り調査の実施、行方不明の場合は国の情報共通システムを活用した情報をもとに国内全域を対象とした児童の安全確認を行うこととなります。

III. 用語集

児童相談所の組織・職員

児相の組織は、大きく分けて①総務部門、②相談・判定・指導・措置部門、③一時保護部門の3部門からなっています。②の相談・判定・指導・措置部門は必要に応じ細分化されます。

また、児相では次のような人たちが働いています：所長、指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童福祉司、一時保護所職員、児童心理司、医師（精神科医、小児科医）、保健師、弁護士、派遣警察官 等

要保護児童

要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいいます。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれます。

要支援児童

要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいいます。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれます。

緊急受理会議

虐待の通告を受けたときには、通告者からできる限り情報提供をしてもらうなどにより基本的な情報を収集したうえで、速やかに緊急受理会議を開催します。緊急受理会議で

は、安全確認の方法と時期の検討、緊急性の判断、初期調査の内容確認、役割分担等を行います。

調査（安全確認）（48時間ルール）

通告を受けた児相長等は、基本として直接目視により児童の安全を確認するための措置を講ずることが義務づけられています。緊急を要する場合には、その場にいる職員で分担して対応を開始します。子どもの安全確認は、直接目視により行うことが原則です。通告受理後、48時間以内での自治体が定めたルールに従い、子どもの安全確認を実施します。場合によっては、学校の教職員など他の機関の目視に代えることもできますが、その場合には十分に情報を精査する必要があります。調査（安全確認）では、子どもの安全を確認するとともに、虐待あるいは不適切な養育の状況と子どもの被害状況、生活環境の把握、情報収集を行います。

出頭要求、立入調査、臨検・搜索

児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児相の職員等が必要な調査、質問をすることができます。

保護者が出頭の求めに応じないなど、立入調査その他の必要な措置を講じます。保護者等に接近する手立てがなく、かつ子どもの安全が確認できないときには、立入調査、臨検・搜索等を行う必要が生じます。ただ、そのような場合でも、保護者なるべく自然な形で子どもや自身の問題を考え、援助を受け入れやすくなる様々なアプローチによる接近方法を含め、どのような手段を採用するかは、子どものおかれた状況の危険性や関係者

からの情報などを総合的に勘案して判断します。出頭要求及び立入調査は、いずれも都道府県知事(権限を受けた児相長)が、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、児相が、通告内容、関係機関等から収集した情報、過去の虐待による関与歴等から、児童虐待の疑いがあると合理的に判断できれば実施できます。立入調査を保護者が拒否し安全確認ができなかった場合には、裁判所の許可状を得て実施する強制処分である臨検捜索を実施することもあります。

もっとも、立入調査は、出頭要求を経ることなく実施することも可能であり、切迫した状況が想定される場合には迅速性を最優先にした対応を行います。

委託一時保護

近年、地域によっては保護児童の増加から一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態がみられ、また様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されています。このため、一時保護については、管轄する一時保護所における適切な援助の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所を一時的に活用するという広域的な対応に加え、児童福祉施設、里親、医療機関等に対する委託一時保護の活用により、適切な援助の確保に努めることが重要です。

特に、警察との関係では、一時保護が必要な子どもを警察職員が発見し、又は市民から警察職員が引き継いだ場合に、児相が遠隔地にあるか又は夜間にわたるため、児相が直ちに引き取ることができないときに、児相長から警察に一時保護を委託する場合があります。その際には、どの時点で警察に一時保護を委託したのかを明確にしたうえで、警察へ

の一時保護をできる限り短時間にする必要があります。

要保護児童対策地域協議会（いわゆる要対協）

地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくために地方公共団体が設置する機関です。

支援対象児童等を早期に発見し、迅速な支援を開始し、関係機関等が情報・課題を共有化し、その共有化した情報等に基づいてアセスメントを協働で行うこと、役割分担しながら支援を行うこと等を目的としています。

要対協の設置主体は、地方公共団体とされていますが、基本的には住民に身近な市区町村が設置主体となっています。

要対協の支援対象者は、①要保護児童、②要支援児童、③特定妊婦（①、②、③を総称して「支援対象児童等」という。）とされます。虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれます。

要対協の運営は、基本的には、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議との三層構造で運営されている例が多いです。

要対協には、その運営の中核となり、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、要対協の構成員に対して守秘義務を課すとともに、支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができます。関係機関等にはこうした求めに対する応答努力義務も定められています。

要対協の構成員は、児福法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他

の関係者」であり、具体的には、児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法・人権擁護関係、配偶者からの暴力関係が想定されており、その他にも NPO 法人・民間団体等幅広い者を参加させることが可能です。

要対協における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童の適切な保護を図るために行われるものであり、要対協の構成員

は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。守秘義務に反し秘密を漏らした者に対しては罰則が規定されています。

なお、要対協は、法的な関係機関のネットワーク（機能）であり、単なる固定的で画一的な会議体ではないことを認識しておく必要があります。

このハンドブックは、令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「警察向け「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」作成に係る調査研究」にて設置した有識者による検討委員会において作成いたしました。

※ なお、このハンドブックは警察と児童相談所、市区町村が、互いの理解を深め、児童虐待事案について連携して取り組むことを支援するために作成したものであり、全編（基礎知識 10 項目、Q & A 45 項目、用語集 69 項目）は非公開とし、当該公開概要版のみ一般公開資料とします。

< 検討会委員名簿（敬称略） >

< 委員 >

鈴木 秀洋（委員長）	日本大学危機管理学部准教授 元文京区子ども家庭支援センター所長
奥田 晃久	明星大学教育学部子ども臨床コース特任教授 元東京都江東児童相談所長
久保 健二	福岡市こども総合相談センター課長（連携支援担当）
後藤 慎司	豊の子ども福祉考房 S H I N フリースーパーバイザー 元大分県こども・女性相談支援センター長
船崎 まみ	江戸川区総務部法務課長 弁護士
増井 敦	京都産業大学法学部准教授
増沢 高	子どもの虹情報研修センター研究部長

< オブザーバー >

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室（担当 内尾彰宏課長補佐）
警察庁 生活安全局少年課少年保護対策室

< 事務局 >

有限責任監査法人トーマツ

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「警察向け「児童福祉」がわかるハンドブック(仮称)」作成に係る調査研究」

警察官・警察職員のための
「児童福祉が分かる」ハンドブック
(公開概要版)

令和４年３月
有限責任監査法人トーマツ



免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書の受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書の受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。